

尾三消防組合ソーシャル・ネットワーキング・サービス運用方針

1 目的

ソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下「SNS」という。）は、現在活用している情報発信手段を拡充し、尾三消防組合及び尾三消防本部（以下「尾三消防組合等」という。）に関する情報を、管内住民を始めとする多くの人に発信することを目的とする。

利用者は、尾三消防組合等が提供するSNS上で提供されるサービスの利用に当たっては、本運用方針に加え、各SNSの事業者が定める各種利用規約等を遵守するものとする。

2 アカウント

(1) YouTube

アカウント名：尾三消防本部

(2) LINE

アカウント名：尾三消防組合

(3) Instagram

ユーザー名：bisan_119

フルネーム：【愛知県】尾三消防本部【公式】

3 発信主体及び管理者

発信主体は、消防本部予防課とし、管理者は予防課長とする。

4 情報発信時間

個別情報配信の運用時間は、土日、祝日、年末年始を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。

ただし、災害情報及び管理者が必要と判断した場合は、この限りではない。

5 発信内容

運用するSNSでは、尾三消防組合等における次の情報を発信する。

(1) 火災の予防に関する広報

(2) 尾三消防組合等の主催するイベント情報

(3) 各種消防業務に関する情報

(4) その他尾三消防組合等に関する情報で、管理者が必要と認めるもの

6 投稿等への回答

(1) 尾三消防組合等で運用するSNSに関する意見や問い合わせについては、個別に対応しないこととする。

ただし、回答をすることが住民に有用なものであると所管課が判断した場

合、又は管理者が特に必要と判断した場合は、この限りではない。

- (2) 尾三消防組合等に対する個別の意見、問い合わせについては、代表メールアドレスへ送信すること。

代表メールアドレス

soumu@bisan-fd.togo.aichi.jp

尾三消防組合ホームページアドレス

<https://www.bisan-fd.togo.aichi.jp/>

7 知的財産権の帰属

掲載している全ての情報（テキスト、映像、画像、イラスト等）に関する知的財産権（商標権、著作権等すべての権利）は、正当な権利を有する者又は尾三消防組合等に帰属する。

また、内容について「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することを禁ずる。

8 禁止事項

尾三消防組合等で運用するSNSでは、利用者が以下の投稿を行った場合には、利用者に断りなく、全部又は一部の削除、その他必要な措置をとることができるものとする。

- (1) 法令等に違反し、又は違反する恐れがあるもの
- (2) 特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治又は宗教の活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権その他の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とするもの
- (6) 人種、思想、信条等を差別し、又は差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (8) 虚偽又は事実と異なるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報を掲載する等プライバシーを害するもの
- (10) 有害なプログラムを使用若しくは提供するもの、またその恐れのあるもの
- (11) (1)から(10)までの内容を含むホームページへのリンクを目的とするもの
- (12) 上記のほか、尾三消防組合等が不適切と判断したもの

9 免責事項

- (1) 尾三消防組合等で運用するSNSについては、細心の注意を払うものとするが、情報の正確性、完全性、有用性について、完全に保証するものではない。

- (2) 尾三消防組合等は、利用者がＳＮＳを利用したこと、又は利用できなかつたことによって生じるいかなる損害について、一切責任を負わない。
- (3) 尾三消防組合等は、利用者の投稿について、一切責任を負わない。
- (4) 尾三消防組合等は、運用するＳＮＳに関連して、利用者間、又は利用者と第三者間でトラブル・紛争等が発生した場合であっても、一切責任を負わない。
- (5) 運用するＳＮＳは、各事業者のシステムによって運用されているため、それぞれのシステム運用や技術的な質問に関して、一切の回答はしない。

10 周知及び変更

本方針の内容は、尾三消防組合ホームページに掲載し周知する。また、本方針は必要に応じて変更するものとし、その都度、当組合ホームページを通じて周知する。

附 則

令和3年1月15日から運用開始する。

附 則

令和6年1月12日から運用開始する。